

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (原案の概要)

1 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の概要等

(1) 制度概要

国が令和5年12月に策定した「こども未来戦略」の「加速化プラン」に基づき、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「児童福祉法」の一部が改正され、現行の幼児教育・保育に加え、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。

この制度は、令和7年度に法律上制度化し、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和8年度以降「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施される「給付制度」となります。本市は、令和8年度から実施することとしています。

(2) 実施内容

- 0歳6か月から満3歳未満の児童で、保育所等に通っていない児童を月一定時間の利用可能枠の中で、時間単位で通園できます。なお、認可保育所等の入所要件と異なり、保護者の就労等、保育を必要とする要件（保育認定）は問いません。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～	
就労等の要件必要	保育所、認定こども園（保育部門）						小学校	
就労等の要件不要	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)			幼稚園、認定こども園（教育部門）				

- 事業の実施施設については、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て拠点、企業主導型保育所、認可外保育施設、児童発達支援センター等が想定され、民間事業者が実施する場合は、小樽市の「認可」と「確認」を必要とします。

- ・「認可」＝人員の配置、建物面積が必要な基準を満たしているか など
- ・「確認」＝市が給付する事業者、施設として適格か など

2 条例の制定について

(1) 設備及び運営に関する基準について

児童福祉法第34条の16第1項及び第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととなっています。

また、条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に「従い」、又は「参酌」するものとされており、令和8年度からの事業開始に向け、市町村が行う行政事務に必要なとなる基準を条例で定めるものです。

なお、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」である国の基準（内閣府令）については、

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」

(令和7年1月14日内閣府令第1号)

となります。

【小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】の策定

条例を定めるに当たっては、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」において「従うべき基準※1」と「参酌すべき基準※2」に沿って定めることとなります。

※1 「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準

※2 「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準

基準の区分	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none">・安全計画の策定等・自動車を運行する場合の所在の確認・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準・利用乳児を平等に取り扱う原則・虐待等の防止・食事の設備・秘密保持等・乳児等通園支援事業の区分・設備の基準・乳児等通園支援の内容・職員の基準
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の事項

(2) 市独自で定める規定

上記基準のほか、市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「暴力団の排除」に関する事項を本市独自で規定します。

※ 別途資料にて、小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（案）を示しています。

3 施行期日

令和8年4月1日

本事業の開始は令和8年4月1日の予定ですが、手続等の準備行為は事業開始前に実施できるよう附則で規定する予定です。